

## 東成区在宅医療・介護連携推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 東成区における在宅医療と介護の連携を推進するため、東成区在宅医療・介護連携推進実務者会議との連携のもと地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、東成区在宅医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

### (業務)

第2条 推進会議の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進にかかる現状把握及び課題の抽出
- (2) 在宅医療・介護連携の推進にかかる取組みや課題対応のための基本方針の検討
- (3) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は別表に掲げる在宅医療及び介護の関係者によって構成する。

また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

### (運営)

第4条 推進会議の運営は東成区役所保健福祉課で行う。

### (守秘義務)

第5条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

### (施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、東成区役所保健福祉課長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(別表)

東成区医師会会长  
東成区歯科医師会会长  
東成区薬剤師会会长  
東成区病院連絡会代表  
東成区訪問看護ステーション連絡会代表  
東成区社会福祉協議会事務局長  
東成区北部地域包括支援センター管理者  
東成区南部地域包括支援センター管理者  
東成区居宅介護支援事業者連絡会代表  
東成区在宅医療・介護連携相談支援室代表